

議案第54号

逗子市福社会館の指定管理者の指定について

逗子市福社会館の指定管理者を次のように指定する。

1 施設の名称及び位置

(名 称) 逗子市福社会館

(位 置) 逗子市桜山5丁目32番1号

2 指定管理者の名称及び所在地

(名 称) 社会福祉法人 逗子市社会福祉協議会
会長 岸原 晃

(所在地) 逗子市桜山5丁目32番1号

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

令和6年11月28日提出

逗子市長 桐ヶ谷 寛

(提案理由)

逗子市福社会館の指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び逗子市福社会館条例（平成17年逗子市条例第22号）第9条第2項の規定により提案する。